越塚委員からのご意見(8月22日事前説明時)

- 1. リスクアセスメントについて
- 1) リスクの抽出範囲
 - ・リスクの抽出範囲が不明確。どの範囲のリスクを抽出し、どの範囲を抽出して いないか、分かるようにすること。
 - ・「国民の不安感の払拭」や「法制度策定への提言」などの目的に特化した検討を 実施すべきである。
- 2) リスクの大きさの評価
 - ・個別には色々な考え方があるだろうが、現段階では、この考え方で問題ない。抽 出・処理のフィードバックをしながら、修正していけば良い。
- 3) リスク処理策の検討フロー
 - ・リスク回避の対処策を実行できなければ、リスクを保有することとなる。また、 リスクに対して教育を行えば、リスクを最適化することとなる。
- 2. 今後の課題について
- 1) 法的な対策の必要性
 - ・ガイドラインを遵守しない人や悪意のある人にどう対処するかは、本委員会のアウトプットである「ガイドライン」と「法制度策定への提言」とで相互に補完するようにすること。
- 2) 19年度以降の予定
 - ・今年度終了時点では、10サービスしか検討されず、他サービスを実施する場合はこのガイドラインは使えないこととなる。19年度以降は、今回の考え方を応用し、ガイドラインを更新していくことを明記すること。